綾瀬市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例　深谷中央地区照合表

行　為　の　場　所	綾瀬市	街区　　画地

地区の区分	□　センター地区	□　沿道地区　A	□　沿道地区　B	確認事項	照合欄
建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)住宅(事務所、店舗等の用途を兼ねるもので居住部分が170㎡未満で非居住部分が50㎡を超えるものを除く) (2)共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3)スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場 (4)マージャン屋、ぱちんこ屋等 (5)学校(専修学校等を除く) (6)神社、寺院、教会等 (7)病院 (8)公衆浴場 (9)自動車教習所 (10)倉庫(建築物に附属するものを除く) (11)床面積15㎡を超える畜舎 (12)工場(店舗、飲食店に附属するものを除く) (13)危険物の埋蔵又は処理に供するもの(建築物に附属するものを除く)	(1)寄宿舎又は下宿 (2)3,000㎡超の店舗、飲食店等 (3)3,000㎡超の事務所 (4)ホテル又は旅館 (5)ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場 (6)マージャン屋、ぱちんこ屋等 (7)カラオケボックス等 (8)劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (9)神社、寺院、教会等 (10)公衆浴場 (11)自動車教習所 (12)倉庫(建築物に附属するものを除く) (13)床面積15㎡を超える畜舎 (14)工場 (15)危険物の埋蔵又は処理に供するもの(建築物に附属するものを除く) (16)ガソリンスタンド	(1)寄宿舎又は下宿 (2)ホテル又は旅館 (3)マージャン屋、ぱちんこ屋等 (4)カラオケボックス等 (5)劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (6)神社、寺院、教会等 (7)自動車教習所 (8)倉庫(建築物に附属するものを除く) (9)床面積15㎡を超える畜舎 (10)工場(自動車修理工場を除く) (11)危険物の埋蔵又は処理に供するもの(建築物に附属するものを除く)	①	適 不適
建築物の敷地面積の最低限度	1　200㎡ 適用除外規定 (1)土地区画整理事業により換地された土地をそのまま使用する場合 (2)公衆便所、巡査派出所等で公益上必要なもの (3)集会所等の居住者の共同の利便に供するもの	2　共同住宅の場合は、200㎡かつ１住戸あたり40㎡ 適用除外規定 (1)土地区画整理事業により換地された土地をそのまま使用する場合 (2)公衆便所、巡査派出所等で公益上必要なもの (3)集会所等の居住者の共同の利便に供するもの		② ㎡ (　　㎡/住戸)	適 不適
壁面の位置の制限	1　建築物の外壁等の後退距離は、道路境界線から1.0m以上 ただし、計画図に表示した位置においては2.0m以上 適用除外規定 (1)外壁等の中心線の長さの合計が３m以下のもの (2)物置等の用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの	2　隣地境界線から、1.0m以上 適用除外規定 (1)外壁等の中心線の長さの合計が３m以下のもの (2)物置等の用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの		③ 道路境界線～ m 隣地境界線～ m	適 不適
建築物等の高さの最高限度		絶対高：仮換地の使用収益開始時の地盤面から１６m		④ m	適 不適
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根及び外壁の色彩は、原色を避け、周囲との調和のとれた落ち着いたものとする			⑤ 屋根： 外壁：	適 不適
かき又はさくの構造の制限	1　道路側：生垣又は透視可能なものに内側に植栽帯を設けたもの 2　隣地側：生垣又は透視可能なもの ただし、フェンス等の基礎で高さ0.4m以下のもの及び門柱等で長さ1.5m以内のものはこの限りでない			⑥ 道路側： 隣地側：	適 不適
樹林地、草地等の保全に関する制限	良好な住環境に必要な現に存する樹林地及び草地における、樹林の伐採及び土地の形質の変更をしてはならない。 ただし、防災上又は公益上やむを得ない場合は、この限りでない。			⑦	

照合結果	□　適 □　不適　　抵触規定
備　考	適用除外・緩和規定等　　□　有（　　）　　□　無
照合者	職　名　　氏　名